免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８７号
京都市南区上鳥羽勧進橋町13番地　パデシオン新烏丸十条620号
破産者　中嶋眞由美（旧姓住本）
免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
平成26年７月16日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
東京都西東京市田無町４丁目８番22―403号
破産者　櫻澤　勝行（旧姓川田）
免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
平成26年７月16日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１２号
京都府宇治市槇島町十一５番地の４
清算株式会社　株式会社アクト・グローバル
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１２号
新潟市東区材木町１番63号
清算株式会社　株式会社カネ三
代表清算人　渡邊　隆夫
１　決定年月日　平成26年７月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の方法及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　本協定認可決定確定後遅滞なく、協定債権の0.6510854パーセントに相当する額を弁済として支払う。
２　上記弁済後、残額について免除を受ける。
以上
新潟地方裁判所第１民事部

監督命令

平成２６年（再）第３号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目27番10号
再生債務者　有限会社三川屋
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　尼崎市昭和南通３丁目26番地　尼崎松本ビル５階　梶尾法律事務所　弁護士　梶尾　節生
平成26年７月11日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

監督命令変更

平成２５年（再）第３号
兵庫県南あわじ市福良乙1313番地の２、商業登記簿上の本店所在地兵庫県南あわじ市福良乙1597番地の36
再生債務者　株式会社カワノプラスチック
主文　平成25年10月10日にした監督命令の主文第４項を「４　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。⑴　重要な財産の処分及び譲受け　⑵　多額の借財」と変更する。
平成26年７月11日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第３号
兵庫県南あわじ市福良乙1313番地の２、商業登記簿上の本店所在地兵庫県南あわじ市福良乙1597番地の36
再生債務者　株式会社カワノプラスチック
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年７月11日
神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第８号
岐阜県多治見市光ケ丘１丁目83番地　ハートフル光ヶ丘101、従前の住所福岡県筑紫野市紫６丁目25番24号
再生債務者　新飼　績子
１　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月５日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月19日から平成26年９月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（再イ）第６５号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地856　ホワイトアース406号
再生債務者　岡村真由美（旧姓附田）
１　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月５日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月12日から平成26年８月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第２８号
愛知県岡崎市天白町字東池16番地１　サンシティイーストパーク天白803
再生債務者　福田　　均
１　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月５日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月12日から平成26年８月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第９７号
札幌市豊平区豊平８条10丁目４番１―305号
再生債務者　稲守　哲司
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月６日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月20日から平成26年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１５４号
札幌市白石区菊水元町１条５丁目２番31―101号
再生債務者　加賀谷友二
１　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月６日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月20日から平成26年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２６号
岐阜県郡上市明宝寒水289番地
再生債務者　鷲見　幸彦
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月６日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月20日から平成26年８月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（再イ）第１２号
三重県四日市市天カ須賀１丁目６番17号
再生債務者　鈴木　寿治
１　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月６日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月13日から平成26年８月20日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２６年（再イ）第２８号
大阪府泉南郡熊取町五門東１丁目10番19号
再生債務者　中岡　利広
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月11日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月18日から平成26年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再イ）第２１号
岡山市北区青江３丁目９番41号　サンフラワー青江203
再生債務者　山口　大希
１　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年８月11日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月20日から平成26年９月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部